

# 返還免除申請書

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長様

(申請者)

住所 〒 —

氏名

(印)

TEL — —

修学生との関係

下記のとおり介護福祉士等修学資金の返還免除を申請します。

修学生番号		修学生氏名	
養成施設名			
貸付期間	年 月	～	年 月
貸付額	円		
返還済額	円		
免除申請額	円		
免除理由 *該当項目に ○を付ける	1 指定施設において、引き続き所定期間介護業務等に従事した 2 介護業務等上の理由による死亡又は心身の故障により、従事できなくなった 3 死亡又は心身の故障により、返還できなくなった 4 災害等やむを得ない理由により、返還できなくなった 5 貸付期間以上介護業務等に従事したが、特別な事情により継続できなくなった		
備考			

(注) \*免除理由及び添付書類について、裏面をご確認ください。

従事先	名称					
	所在地	〒	—	TEL	—	—
	職種			雇用形態	常勤・非常勤	
	従事期間	年 月 日	から	年 月 日	まで	
従事先	名称					
	所在地	〒	—	TEL	—	—
	職種			雇用形態	常勤・非常勤	
	従事期間	年 月 日	から	年 月 日	まで	

\*本申請書提出時も上記従事先に従事している場合、従事期間の「 年 月 日まで」欄は記載せず、二重線で削除してください。

<免除理由> 東京都社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業規則より

(返還債務の免除)

第12条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた修学資金の返還の債務を免除する。ただし、第9条第1項(5)により修学資金の貸付契約を解除された場合は、この限りでない。

- (1) 養成施設等又は実務者研修施設等を卒業した日から1年以内に介護業務等に従事し、かつ、引き続き当該業務に従事した期間（災害、疾病、その他やむを得ない理由により当該業務に従事できなかった期間は、引き続き当該業務に従事しているものとみなすが、当該業務に従事した期間に算入しない。以下「介護業務等従事期間」という。）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間であるとき。
- ① 実務者研修施設等を卒業した者 2年間
  - ② 養成施設等を卒業した者で、過疎地域において介護業務等に従事した者又は中高年離職者 3年間
  - ③ 養成施設等を卒業した者で、②に掲げる者以外の者 5年間
- (2) 介護業務等従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護業務等を継続することができなくなったとき。
- 3 会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた修学資金等の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。ただし、第9条第1項(5)の規定により修学資金の貸付契約を解除された場合及び第9条第3項(2)の規定により準備金の貸付契約を解除された場合は、この限りでない。
- (1) 死亡又は心身の故障により修学資金等を返還することができなくなったとき。
  - (2) 災害等やむを得ない理由により修学資金等の返還の債務の履行ができないと認められるとき。
  - (3) 修学資金等の貸付けを受けた者が長期間所在不明となっている場合であって、かつ連帯保証人へ請求を行っても返還の債務の履行が困難であると認められる場合は、履行期間到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
  - (4) 修学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間（介護福祉士実務者研修受講資金及び準備金については1年）以上介護業務等（準備金の貸付けを受けた者にあっては介護職員等の業務）に従事した後、特別の事情により介護業務等（準備金の貸付けを受けた者にあっては介護職員等の業務）を継続することができなくなったとき。

<添付書類>

- ① 規則第12条第1項(1)に該当する者のうち非常勤で雇用されている者
  - ・介護業務等に実際に従事した勤務日数を証明する書類（従事先の施設で発行）
- ② 規則第12条第1項(2)に該当する者
  - ア 死亡の場合
    - ・死亡届
    - ・死亡診断書
    - ・労働災害の認定を証明する書類
  - イ 心身の故障の場合
    - ・医師の診断書
    - ・労働災害の認定を証明する書類
- ③ 規則第12条第3項(1)に該当する者
  - ア 死亡の場合
    - ・死亡届
    - ・死亡の事実を証明する書類
  - イ 心身の故障の場合
    - ・医師の診断書
- ④ 規則第12条第3項(2)又は(4)に該当する者
  - ・当該事実を証明する書類